

都市公園におけるキッチンカー運営に係る公募型プロポーザル 実施説明書

1 事業の概要

- (1) 事業名 都市公園におけるキッチンカー運営（都市公園法の設置許可）
- (2) 事業内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 許可使用料提案下限額 日額1,050円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要である。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等（以下「組合」という。）と当該組合の組合員との双方が同時に本公募に参加しようとししない者であること。
なお、組合と当該組合の組合員との双方が本公募に参加申請をした場合は、組合の参加申請を無効とする。ただし、官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた者にあつては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公募に参加することができる。
- (6) 公告を行った日から候補者の決定までの間に指名停止の期間がない者（競争入札参加資格を有しない者にあつては指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者）であること。
- (7) 本プロポーザルの公告の日から候補者選定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第103号）に基づ

く排除措置の期間がない者であること。

- (8) 募集告知日から過去 3 年以内に、公共施設又は駅、公開空地等の公共性の高い施設において、キッチンカーの出店又は手配等の実績を有する者であること。
- (9) 名古屋市内に、本店、支店又は営業所を有する者であること。

3 参加手続

- (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地利活用課（名古屋市役所西庁舎 5 階）

電話：052-972-2489 FAX：052-972-4143

メールアドレス：a2808@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

- (2) 実施説明書等の入手方法

名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードする。

ダウンロードページアドレス

<https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000187925.html>

- (3) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

- (ア) 表紙（様式 1）
- (イ) 業務実施体制（様式 2）
- (ウ) 業務実績（様式 3）
- (エ) 企画提案書（様式 4）
- (オ) 設置許可使用料の金額提案書（様式 5）
- (カ) 登記事項証明書
- (キ) 納税証明書
- (ク) 財務諸表（過去 3 年分の損益計算書及び貸借対照表）
- (ケ) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入が確認できる書類（保険料の納付が確認できる領収済通知書又は領収日付が押印されて領収書など）

イ 作成に当たっての注意事項

- (ア) それぞれの提出書類を PDF 形式の電子データにすること。
- (イ) 所定の様式以外での提案は受け付けない。
- (ウ) 枚数の制限は設けない。欄が不足する場合は、各様式を複写して使用すること。
- (エ) 文書補完のためのイメージ図、イラスト等の使用は可能とする。
- (オ) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。

(カ) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

ウ 提出期間、提出場所、提出方法

(ア) 提出期間 令和 7 年 7 月 4 日から令和 7 年 8 月 6 日午後 5 時まで
提出期間外に到着した企画提案書等は無効とする。

(イ) 提出場所 (1)に同じ

(ウ) 提出方法 電子メールで送信

エ 提出された企画提案書等の取扱い

(ア) 著作権は、提案者に帰属することとする。ただし、名古屋市情報公開条例（平成 12 年名古屋市条例第 65 号）に基づく情報公開請求の対象となるほか、公表等が特に必要と認められる場合は、本市は企画提案書等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

(イ) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける候補者の選定以外の目的では使用しない。

(ウ) 提出された企画提案書等は返却しない。

(エ) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

(4) 実施説明書、仕様書等に対する質問及び回答

質問しようとする者は、質問票（様式 6）に必要事項を記載し、電子メールで送信すること。

ア 質問の受付場所 (1)に同じ

イ 質問の受付期間 令和 7 年 7 月 4 日から令和 7 年 7 月 18 日まで

ウ 質問に対する回答は、質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除き、市公式ウェブサイトに掲載するとともに、質問者に対して電子メールにより回答する。仕様の補足等が掲載されることもあるので、質問及び回答については企画提案書等の提出前に必ず確認すること。

4 審査の手続及び候補者の選定

企画提案書等の審査は、次のように行う。なお、企画提案書等の評価は、本市職員 3 名からなる「都市公園におけるキッチンカー運営事業者評価委員」が行う。

(1) 審査の実施

ア 書面審査

提出された企画提案書等について、参加資格を確認したうえで、別添の評価基準に従い書面審査を実施する。

イ 評価基準

別添「評価基準」による。

(2) 候補者の選定

- ア 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を候補者として選定し、事業実施に向けた手続を行う。
- イ 候補者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から候補者を選定する。
- ウ 候補者との事業実施に向けた協議が整わなかった場合は、次順位の者を新たな候補者として手続を行うものとする。
- エ 提案者が 1 者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、候補者として選定しない。
- オ 本説明書に示した参加資格がないと認められた者には、その旨及びその理由（以下「無資格理由」という。）を書面により通知し、その者が提出した企画提案書等は審査しない。この場合、通知を受けた者は、次のように無資格理由について説明を求めることができる。
 - (ア) 通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して 7 日（名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第 36 号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、書面（様式は自由。）により説明を求めることができる。
 - (イ) (ア)に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に、説明を求めた者に対し書面で行う。

5 審査結果の通知・公表

全提案者の順位と点数は、企画提案書等を提出したすべての者に書面にて通知するとともに、名古屋市公式ウェブサイトにおいて公表する。

6 候補者に選定されなかった者及び選定された者に対する理由の説明

- (1) 非選定の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 7 日（休日を除く。）以内に、当該提案者が候補者に選定されなかった理由（以下「非選定理由」という。）について、書面（様式は自由。）により説明を求めることができる。候補者に選定された者においても、当該提案者が候補者に選定された理由について、同様に説明を求めることができる。
- (2) 書面は持参して提出する。
- (3) 非選定理由の説明請求の受付場所及び持参受付時間は次のとおりである。
 - ア 受付場所 3 (1)に同じ
 - イ 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く。）
- (4) (1)に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の

翌日から起算して 10 日以内に、説明を求めた者に対し、書面で行う。

- (5) 書面にて回答を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けない。

7 その他

(1) 無効となる提案等

ア 次に該当する提案は、無効とする。

(ア) 本説明書に示した参加資格を有しない者のした提案

(イ) 企画提案書等に虚偽の記載をした者の提案

(ウ) 本説明書に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

(エ) 提案金額が 1 (4) における許可使用料提案下限金額に満たない提案

(オ) 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案

イ 参加資格があることを確認された者であっても、候補者選定までの間に参加資格を有しないこととなった者は、参加資格を有しない者に該当する。

- (2) 企画提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルの提案者が本市から受領した書類は、本市の了解なく公表又は使用してはならない。
- (4) 1 者につき提案は 1 つとし、複数の提案はできない。
- (5) 契約内容の履行にあたり、企画提案書に記載した実施体制の変更は原則として認めない。ただし、担当者については、実務経験が同等以上と本市が認める場合はこの限りではない。
- (6) 企画提案書等の提出後に辞退する場合は、必ず書面（様式は自由。）により届け出るものとする。
- (7) 企画提案書等の提出後、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。追加書類の取扱い等については、3 (2) エと同様とする。
- (8) 事業の実施にあたっては、事業の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (9) この事業において、談合その他の不正行為により本市が被った金銭的損害の賠償については、「談合その他の不正行為に係る賠償額の予定」に関する契約条項に基づき損害賠償を請求する。
- (10) 談合情報が寄せられた場合は、本公募を中止することがある。